郵便局広告料金一覧 ※消費税別途								
	広告メニュー	サイズ	期間	SS局	S 局	A・B局		
郵便局広告 専用ラック	ポスター	B2タテ以下 (1枚)	2週間 月曜開始	6,500円	5,500円	4,000円		
	パンフレット	A4以下(1枠)		4,000円	3,500円	3,000円		
	Aラック 一社独占ラック	B2タテ以下 ポスター(1枚)+A4 以下パンフレット(4枠)		25,000円	20,000円	15,000円		
	<ul><li>掲出期間は月曜日から2週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。</li><li>当社指定先に一括納品の場合、掲出開始日より6営業日前までに納品してください。(指定先から郵便局への送料は当社負担です。)</li><li>お客さまが直接郵便局へご持参いただく場合、掲出日前日までに各郵便局へ納品してください。</li></ul>							
郵便局の 空きスペース	ポスター	B2タテ以下 (1枚)	2週間	3,000円				
	パンフレット	A4以下(1枠)	月曜開始	2,000円				
	<ul><li>■ 掲出期間は月曜日から2週間ですが、非営業日は掲出されないことがあります。</li><li>■ 当社指定先に一括納品の場合、掲出開始日より6営業日前までに納品してください。(指定先から郵便局への送料は当社負担です。)</li><li>■ お客さまが直接郵便局へご持参いただく場合、掲出日前日までに各郵便局へ納品してください。</li></ul>							
郵便局指定 イベント用 スペース	イベント スペース	6.6㎡以下	1日	30,000円	20,000円	10,000円		
	<ul> <li>スペースをどのように使用されるかを事前に確認させていただきます。</li> <li>イベントに関する制作費、運搬費、警備費、清掃費等はご負担ください。</li> <li>利用可能なスペースは6.6㎡をお約束するものではございません。郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。</li> </ul>							

<b>ジロマチキ</b> !	2週間	100~9,999個	10,000~99,999個	100,000個~
窓口で手渡し		1個単価 50円	1個単価 40円	1個単価 30円

## サンプリング

- 配布は窓口営業日のみ実施します。
- お客さまが直接郵便局へご持参いただく場合、実施日前日までに各郵便局へ納品してください。
- 当社指定先に一括納品をご希望の場合は、別途梱包・発送費がかかります。詳しくはお問い合わせください。
- 年齢や性別を絞って配布ご希望の場合、別途料金が発生します。詳しくはお問い合わせください。 ※年齢や性別はお渡しする郵便局社員の判断となります。
- 1局30個以上、総配布数100個以上から承ります。

#### [ご確認事項]

- 広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。
- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。
- お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
- 直接広告物をご持参頂くことも可能です。当社指定先に一括納品をご希望の場合は、指定納品先までの納品に係る費用は全てお客さまのご負担となります。
- 郵便局の窓口でお支払いの場合は最短3営業日後、JPコミュニケーションズ指定広告代理店を通じてお支払いの場合は最短10営業日後から掲出可能となります。
- 掲出スペース、イベントスペース、サンプリング内容・配布可能数など、郵便局によって条件が異なります。詳しくは掲出ご希望郵便局までお問い合わせください。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の返却は原則お受けいたしかねます。
- 期限までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。
- 🌑 広告内容についてはお客さまが全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社は一切の責任を負いかねます。
- 第三者による盗難、汚損又は不測の事態等による広告物の損害については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社では一切の責任を負いかねます。
- 天災等、郵便局の状況等により、掲出期間中であっても、広告掲出ができない場合がございます。
- 次の場合には、掲出期間中であっても、催告なしに契約を解約し、広告物を撤去いたします。
- ・法令等により広告掲出を禁止されたとき ・郵便局の業務上支障が生じたとき
- 次の場合には、広告物の撤去に加え、広告料の全額を違約金として申し受けます。
- ・お客さまが郵便局広告取扱規約又は契約に違反したとき・お客さまが反社会的勢力の関係者と判明したとき
- 詳細はJPコミュニケーションズWebサイトより「郵便局広告取扱規約」をご確認ください。「郵便局広告取扱規約」に同意の上、広告掲出をお申し込みください。

# お手続きの流れ



#### ①お問合せ

まずはお問合せください。 **0120-69-1018** 10:00-19:00(土日休み)

## ②審 查

広告掲載審査、催事業態 審査を行います。

#### ③お支払

料金をお支払いただきます

#### ④納品

広告媒体納品、掲載準備。

掲出・実施 スタート